

函館市社会福祉施設産休等代替職員費補助金交付要綱 新旧対照表

現 行		改 正 後	
第1条～第10条 【略】		第1条～第10条 【略】	
附 則 【略】		附 則 【略】	
		附 則 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。	
別表		別表	
補助対象事業	実施要項に基づく事業	補助対象事業	実施要項に基づく事業
補助対象経費	産休代替職員の任用に必要な賃金	補助対象経費	産休等代替職員の任用に必要な賃金
補 助 基 準 額	日額 5,910円 ただし、1日の実勤務時間数が8時間未満の場合は、次の算式により得た額を補助基準額の日額とする。 $5,910円 \times 実勤務時間数 \div 8$ (円未満切り捨て)	補 助 基 準 額	日額 9,129円 ただし、1日の実勤務時間数が8時間未満の場合は、次の算式により得た額を補助基準額の日額とする。 $9,129円 \times 実勤務時間数 \div 8$ (円未満切り捨て)
補 助 額	補助基準額の日額と補助対象経費の実支出日額とを比較していずれか少ない方の額に実勤務日数(任用の承認をした職員が任用承認期間ないで実際に施設に勤務した日数(有休休暇含む))を乗じて得た額	補 助 額	補助基準額の日額と補助対象経費の実支出日額とを比較していずれか少ない方の額に実勤務日数(任用の承認をした職員が任用承認期間ないで実際に施設に勤務した日数(有休休暇含む))を乗じて得た額
別記様式【略】		別記様式【略】	